

## 自衛隊イラク派兵差止訴訟名古屋高裁違憲判決に従い

### 自衛隊のイラクからの即時撤退を求める声明

1 2008年4月17日、名古屋高等裁判所（青山邦夫裁判長）は、自衛隊イラク派兵差止訴訟判決において、現在イラクで行われている航空自衛隊の活動について、憲法9条1項に違反するとの明快な違憲判決を下した。自衛隊が現に行っている活動について憲法9条1項違反が認められたのは憲法制定以来初めてのことであり、歴史的な意義を有する画期的な判決である。加えて、憲法前文に規定された平和的生存権に具体的権利性を認めた点でも、高く評価できる。

全国約1800名の弁護士で構成する私たち自由法曹団は、4年間にわたり同訴訟をたたかってきた全国の原告団・弁護団・支援の方々、イラクで起こっている事実を正面から見据えて司法府の責任を全うした裁判所に対して敬意を表するとともに、日本政府に対し、この判決を真摯に受け止め、イラクから自衛隊を即時撤退させるよう強く求める。

2 現在、イラクに派遣されている航空自衛隊は、クウェートからバグダッドまで武装した多国籍軍兵士（米兵）を輸送している。そのバグダッドでは、米軍が大規模な掃討作戦を展開しており、多数のイラク市民が殺傷されている。イラクでの死者は65万人、国内外避難民も400万人にのぼると言われているが、航空自衛隊は、米軍の軍事活動にとって必要不可欠な部分を担っており、わが国は、米軍とともにイラク市民を殺傷する立場に立っているのである。

名古屋高等裁判所は、これらの事実を正面から見据え、現在イラクにおいて航空自衛隊が行っている多国籍軍（米軍）の兵員輸送活動について、「現在のイラクにおいては、多国籍軍と、その実質に即して国に準ずる組織と認められる武装勢力との間で一国内の治安問題にとどまらない武力を用いた争いが行われており、国際的な武力紛争が行われている」と認定し、バグダッドはイラク特措法にいう「戦闘地域」に該当するとした。そして、「航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては…他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動である」と判断した。そして、憲法9条についての「政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても」、かかる自衛隊の活動は、「武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する」との判断を示した。そのうえで判決は、原告らが訴えの根拠とした憲法前文の平和的生存権について、「すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、「憲法上の

法的な権利」として、その侵害に対しては「裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得る」具体的な権利であると判断した。

私たちは、この判決について、イラクで起こっている事実を正面から見据えて緻密な事実認定を行った上で、憲法前文および憲法9条に規定された平和主義の理念を真摯に解釈し、憲法判断を回避することなく司法府の責任を全うした画期的な判決として高く評価するものである。

3 イラク戦争が「大義のない」国際法違反の違法な戦争であることはもはや明らかとなり、イラクに派兵していた国々も次々と撤退し、あるいは撤退を決定している。米国内においてさえイラクからの米軍撤退を求める世論が大きく高まる中、わが国がイラク市民を戦争により殺傷し続けることは、平和を求める世界の潮流に逆行するものである。また、国内において、恒久派兵法を制定し、憲法9条を改悪して、わが国を再び「戦争のできる国」に造り変えようと目論む動きが活発になってきているが、これは平和を希求し、徹底した平和主義を憲法の基本原理として「戦争をしない国」であることを標榜してきた私たち日本国民の願いを踏みつけにするものであり、かつてのわが国によって癒しがたい被害を被ったアジア諸国等に対する裏切りにほかならない。

今回の判決は、私たち日本国民が憲法前文、同9条に託した平和への想いを真摯に受け止め、それが破壊されかねない現状に対して司法が警鐘を鳴らしたものである。

他方で、今回の判決について、航空自衛隊トップである航空幕僚長が「そんなの関係ねえ」と述べ、閣僚経験者が「問題のある裁判長で、変な判決だった。『最後っぺ』を出したようなものだ」などと語ったが、憲法によって違憲立法審査権を付与された司法府の判断を軽視するものであって、断じて容認できない。

4 私たちは、わが国がこれ以上イラク市民を殺傷する立場に立つことを断固拒否し、日本政府に対しイラクから自衛隊を即時撤退させるよう強く求める。

また、現在、自衛隊を恒常的に海外に派兵しアメリカとともに武力行使できるようにする「恒久派兵法」策定が企てられている。これは、イラク特措法を超える立法による憲法破壊と言わざるをえないものであって、断じて許すことはできない。

私たちは、明文改憲や海外派兵を押し進める企みを阻止し、憲法前文、同9条の掲げる平和主義を実効あらしめるため、引き続き全力をあげて闘う決意を表明する。

2008年4月19日

自由法曹団

団長 松井 繁明